

京都地域商業再生機構（CMO）評価に係る意見聴取会議設置要領

（趣旨）

第1条 この要領は、京都府商工労働観光部（以下「部」という。）が設置する京都地域商業再生機構（CMO）評価に係る意見聴取会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

（委員構成）

第2条 会議の委員は、次の各号に掲げる分野のうちから、部の長（以下「部長」という。）が依頼する。

- （1）有識者
- （2）産業支援機関等
- （3）行政機関
- （4）その他部長が必要と認める者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、依頼日から翌3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第4条 会議に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を運営する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員の役割）

第5条 委員は京都地域商業再生機構（CMO）認証制度要綱に基づく申請書等の評価に関することについて意見を述べるものとする。

（会議）

第6条 会議は、部長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 部長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第7条 委員（前条第2項の委員以外の関係者を含む。）は、会議での議事・評価等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務）

第8条 会議の事務は、部商業・経営支援課において行う。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要領は、平成29年7月21日から施行する。

改正後の要綱は、平成29年9月13日から施行する。